

「週休2日工事」Q & A

Q 1 夏季休暇、年末年始休暇とはどの日をいうのでしょうか。

A 1 夏季休暇、年末年始休暇は次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。

- ・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
- ・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q 2 4週8休を前提とした工程を検討するに当たり、対象期間はどのように考えればよいのでしょうか。

A 2 工程検討に当たっては、次の対象期間（※）において4週8休の現場閉所を確保する必要があります。なお、現場閉所は、2日以上連続する日と定める必要はありません。

※「対象期間」とは、「工事着手日」から「工事完成日」までの期間をいいます。なお、夏期休暇、年末年始休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。

Q 3 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。

A 3 当初の工期は4週8休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延伸協議を行ってください。

【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のような条件など

- ・作業時間の制限を受ける工事
- ・隣接工区との工程調整が必要な工事
- ・他機関との調整により作業できない期間が生じた場合など

Q 4 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合はどのように対応すればよいのでしょうか？

A 4 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで監督員に報告してください。

ただし、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は対象期間から除くことができます。

Q 5 当日の急な降雨、降雪等により現場閉所とする場合、「現場閉所」扱いとできますか？

A 5 「現場閉所」とは巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいいます。作業する予定日に急な降雨、河川増水等により現場閉所とする場合は、その旨を、事前に監督員に電話、メールまたはファクシミリにより連絡していただき、「現場閉所」扱いとします。

Q 6 祝日、夏期休暇、年末年始休暇及び、振替休日は、「現場閉所」として計上できるのでしょうか？

A 6 祝日は現場閉所の対象となるので、休んだ場合には、「現場閉所」として計上できます。ただし、夏期休暇、年末年始休暇は、現場閉所の対象外となるので、休んでいても「現場閉所」とは計上できません。また、日曜日と祝日が重なり、月曜日が振替休日となる場合において、月曜日を現場閉所日とした際には「現場閉所」として計上できます。

Q 7 現場閉所日に現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検を行った場合は、「現場閉所」として計上できるのでしょうか。

A 7 現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検については、保守点検等の現場管理上必要な作業であるため「現場閉所」として計上できます。

Q 8 週休2日工事を受注したが4週8休以上を確保できなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか？

A 8 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）が達成できなかった場合においても、工事成績評定における減点等のペナルティーはありません。

ただし、提出された工程表が週休2日の確保を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減

点するものとします。

Q 9 実施要領第 2 の（4）の、現場閉所率の考え方を教えてください。

A 9 対象期間に占める現場閉所日数の割合（現場閉所日数÷対象期間）となります。なお、現場閉所率は、少数第 2 位以下切り捨てとします。

Q10 工事着手日および工事完成日はどのように決定するのでしょうか。

A10 工事着手日は、実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業）を開始した日です。

工事完成日は、後片付けが完了した日等、受発注者間で協議して決定してください。工事請負契約約款で定めている工事完成日と異なる日付となる場合があります。